

【第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会議事録】

- ・日 時：平成20年6月16日(月) 午前10:00～12:30
- ・場 所：関内駅前第一ビル 2階特別会議室A
- ・出席者：【委員】
新保委員長、佐々木委員、佐藤委員、須田委員
(委員全員の出席が得られたため、本委員会は成立とされた)
- ・傍聴者：なし

次 第

1 生活福祉部長挨拶

佐藤部長から、第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会の開催にあたり、委員に対し挨拶があった。

2 委員紹介

各委員より自己紹介があった。

3 指定管理者制度の概要

事務局より、指定管理者第三者評価委員制度について、各委員へ説明があった。

4 議 事 [1] 委員長の選出

横浜市ホームレス自立支援施設第三者評価委員会設置要綱第5条第1項に基づき、委員の互選による委員長の選出が行われ、新保委員が委員長に選出された。

5 横浜市のホームレス施策及び横浜市ホームレス自立支援施設の概要、評価の決定までのスケジュールについて

(1) 検討に入る前に事務局より、横浜市ホームレス自立支援施設及び横浜市のホームレス施策の概要について資料による説明があった。要旨は次のとおり。

ア 横浜市のホームレス対策の概要について

委員からの質疑はなかった。

イ 横浜市ホームレス自立支援施設の概要について

事務局からの説明を受けて、委員会での質疑は以下のとおり

- 自立支援施設退所者の内、再入所する者はどれくらいいるのか
→ 年間150～200人くらいとなっている。
- 入所者のうち、少ないが女性の利用があるようだ。

退所者の自立率が約 68%となっているが、これは退所時にホームレスにならなかった者という解釈でよいか。

→ よい。

○ 退所のうち 32%がホームレスに戻っているということか。ここが非常に問題だ。その 32%の退所者、期限、自主、無断、その他の考え方は。

→ 期限は 30 日間の退所期限を迎えて退所した者、自主は自己都合による退所、無断は、施設に無断で退所した者、その他は、規則違反等が当てはまる。

(2) ホームレス自立支援施設第三者評価のスケジュールについて

事務局から、第三者評価の決定までのスケジュールについて説明があった。スケジュールの要旨は以下の通り

7月7日に第2回評価委員会を開き、実地において各委員に評価を行っていただく。そこから逆算すると、本日の委員会でいただいた意見を、反映させた評価基準を来週に事務局から各委員に送付し、確認をいただいた上で完成としたい。その基準に基づいて指定管理者に自己評価を行ってもらい、事務局に提出してもらおう。各委員には6月30日頃に送ることを予定している。

第2回の委員会後は、各委員の評価を事務局で、集約して8月上旬に第3回の委員会を開催して、評価の決定としたい。

説明を受けての委員の質疑は以下の通り。

(委員) スケジュールが非常に厳しいという印象があるが、用意は大丈夫か？

(事務局) 民間の評価機関による評価を行う施設等と比較すると、短いスパンで評価を行うことになるのは確かである。そのため、事務局から指定管理者側に事前の準備は依頼しているところである。指定管理者側も真剣に取り組んでいこうとする姿勢は事務局にも伝わっている。すべての指定管理者が評価を実施するので、指定管理者にも協力してもらいながらすすめていきたいと考えている。

(委員) 評価を行うことは、A、B、Cをつけることが大切なことではなく、プロセスが大切だと考えている。プロセスが大切だということは、指定管理者が自己評価を行う上で、どのようなプロセスを経て、評価を決定したかを聞きたいと思う。

(委員) 指定管理者には、職員全体で自己評価に取り組んでもらいたい。

(委員) 他の施設でも第三者評価に携わっている。指定管理者側には、Cにチェックが入るとするのは評価を受ける側にとって、厳しいものであるという認識を持ってもらわなければならない。

また、評価シートの特記事項の部分をどう書くかが、委員会の実力を問われる部分だ。

6 議 事 [2] 評価基準の検討

事務局から提示した評価基準案について、事務局から説明後質疑を行った。事務局からの説明後に質疑のあった項目とその質疑の内容は以下の通り。

(1) 評価分類 I - 2 (2) 個別支援計画の内容は、利用者の合意が得られているか。

(委 員) 同意という評価基準であるが、説明ということも大切である。目標を立てるにあたって、利用者にきちんとした説明がされ、目標が共有化されているかを問う項目を入れてほしい。

(事務局) 評価項目に「説明」を入れた上で、委員の意向を踏まえた基準を作成したい。

(2) 評価分類 I - 3 (1) 個別支援計画に沿って、適切なサービス提供が実施され、実施状況に関する評価・改善がなされているか。

(委 員) Aの基準に「改善にあたり、利用者の意向を把握し尊重する取り組みが行われている」という基準があるが、「利用者の意向を反映させた改善が行われている」とした方がよいのではないか。

(事務局) そのように改めたい。

(3) 評価分類 II - 1 (2) 利用時の権利擁護に配慮しているか。

(委 員) Aの基準に「権利擁護のための基準を明文化している」とあるが基準とは何を指すのか。事務局の想定を明確にする必要がある。

(事務局) 権利擁護といった場合に想定されるものは、人権、個人情報、苦情処理など多岐に渡る。ここでは、そうした個別の権利ではなく全般的なものを想定している。

(4) 評価分類 II - 1 (3) 利用者本人の特性や入所前の生活状況など必要な情報の把握が適切に行われているか。

(委 員) Aの基準に「利用者の特性や入所前の生活状況などを確認するための書式を用意している。」とあるが、書式を用意しているだけではダメだ。「利用者の特性や入所前の生活状況などを確認するための書式を用意し、明記している」とした方がよい。

(事務局) そのように改めたい。

(5) 評価分類 II - 2 (1) 個別支援計画を活かしながら、自立に向けた就労の支援を行っているか。

(委 員) 自立支援は最も大切な項目だ。自立の概念を捉え直す必要がある。社会福祉法や生活保護法で想定している自立と違い、この評価基準では就労によ

る自立にポイントを絞っている。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、「就労自立」に的を絞って前半が終了したが、後半はそこからでなければならない。自立には、日常生活の自立、社会生活の自立、就労生活の自立の3点があり、就労自立を目指すのは良いが、それだけではいけない。「個別支援計画を活かしながら、自立に向けた就労の支援を行っているか。」から就労を取った方がよい。

(委員) 就労だけをピックアップしたものが自立ではないが、行政が就労自立をすすめてきただけに、行政も難しいのではないか。

(事務局) 特別措置法ができて、この5年間就労自立をすすめてきた。就労支援に乗らない人をどうするかというのは今後の課題として認識している。行政が今後の課題として認識しているものをこの評価基準だけ先取りしては順番が前後してしまうし、指定管理者としても苦しいところだと思う。

(委員) 無理にとは言わないが、できれば踏み込んでほしい。これから先はそういう考えが必要だ。期待値だ。

(委員) Aの基準に、日常生活の自立、社会生活の自立に関する基準を入れて、項目から「就労」を取ってはどうか。

(事務局) これまで、施策としては就労自立を目指してきた。就労できる者は就労自立、就労できない者は生活保護と両端になっていたものの中間層への自立支援ができるかが課題だ。

(6) 評価分類Ⅱ－3(1) 服薬等の管理は適切に行われているか。

(委員) 誤薬についての評価項目となっているが、二重チェックの記載がないので、項目に入れてほしい。

(事務局) そのように改めたい。

(7) 評価分類Ⅱ－3(2) アルコール依存症などの、特に配慮を要する利用者に対してのプログラムが用意されている。

(委員) Aの基準で「福祉保健センターの助言を受けている」とあるが、上下関係ではないので、「調整を図っている」とした方がよい。

(事務局) そのように改めたい。

(8) 評価分類Ⅱ－4(1) 利用者の所持金の管理は適切に行われているか。

(委員) Aの基準に預かり金の管理状況について利用者から求められたときは速やかに開示している」とあるが、前時代的だ。今は求められた時ではなく、定期的の開示している方がよい。

(事務局) そのように改めたい。

(9) 評価分類Ⅱ－5(1) プライバシーの保護に積極的に取り組んでいるか。

(委員) プライバシーというよりも個人情報保護に関する項目だと思う。個人情報の保護については、誓約書、開示のこと、保管のことの3点が必要だ。Aの基準もこの3点を踏まえたものが良い。

(事務局) そのように改めたい。

(10) 評価分類Ⅴ－4(1) 指定管理料は適性に執行されているか。

(委員) Aの基準の「収支決算書に記載されている費目に関し、伝票が存在する」の判断で、評価マニュアルの(案)に全費目から3つピックアップしてとあるが、他施設での評価での経験から、事前にピックアップしてもらった方が効率が良い。

7 その他の決定事項

事務局より、会議の公開、非公開について各委員へ質問あった。内容は以下のとおり。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員設置要綱では、第8条で会議は公開するものとし、ただし、委員会で認めた場合には、会議を非公開で行うことができる」とされている。

他の第三者評価委員会では、具体的な評価の際には、委員の自由な発言、活発な意見を求めるため、非公開としているようだ。

それに合わせると、当委員会では、評価の手法を決めるための第1回は公開とし、具体的な評価を行う第2回、評価のとりまとめを行う第3回は非公開となると思われるが、各委員の考えをお聞かせいただきたい。

なお、委員会の透明性については、会議終了後に議事録を公開することで担保されると考えている。

これに対し、委員からの異議はなく、当委員会では第2回、第3回委員会は非公開とすることを決定した。